

件名	愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例
主管課	広報広聴課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号)
<p>【改正の概要】</p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定整備（条ずれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例において引用する条文 特定個人情報ファイルの作成の制限 第 28 条 ⇒ <u>第 29 条</u> 	
施行日	平成 29 年 5 月 30 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル。 個人番号（マイナンバー）とは、住民票を有する全ての者が持つ 1 人にひとつの 12 桁の番号。</p>	